

第1 問1

(1) まだやっていないのでこの点は飛ばします。

(2) 321条1項の定める伝聞例外は、すべて供述不能の場合が要件として掲げられている。裁面調書(同項1号)、検面調書(同項2号)については、それに加えて自己矛盾供述の場合を含む。なお、検面調書については、条文から自己矛盾供述には相対的特信状況が必要とされる。員面調書(同項3号)については、供述不能であり、かつ「その供述が犯罪事実の存否の証明に書くことができないものである」ことが要件となる。そのうえ、同調書における供述者の供述に絶対的特信状況が必要とされる。このように、同項1号から2号、3号とどんどん要件は厳しくなる。1号の要件が最も緩いのは、裁判官の面前での供述は裁判官の場での発言でなかったとしても、法の番人という職務を負い公正さを重視される者の前での発言であり、そのような場での発言は2号、3号の場面でもとられた供述よりも真実である可能性が高いからである。2号の要件も、裁判官ほどではなくとも、検察官は法律の専門家として公正さを重視される者の前での発言であるから、3号の場面でもとられた供述よりも真実である可能性が高いと言える。そこで、自己矛盾供述について相対的特信状況で構わないなど、比較的緩やかな要件になっている。3号については、誰が作成しても良いものの、基本的には捜査員の作成する調書(員面調書)などが提出されることが多い。このような場合には、捜査機関の側の圧力が働くなどの場合も十分に考えられるので、伝聞例外の要件に絶対的特信状況を必要としたり、供述不能であることを伝聞例外の前提条件としたりするなど、1号、2号に比較すると要件を加重している。理由も-

供述不能の意義は、あくまで例示列举である。判例でも、供述不能の場合に証人の証言拒絶を含めるものや、国外退去させられた外国人の検面調書につき、検察官が国外退去予定を認識しながら殊更それを利用しようとした場合や証人尋問決定があったのに強制送還された場合など調書を証拠請求することが手続的正義の点で公正さを欠くときには証拠とすることができないとしたものがある。

第2 問2

「本件である殺人事件の取調べをも行う意図を有していたことは容易に推察することができる」や、「別件勾留がことさら殺人事件の取調べを行うための手段とされたという事情も認められず…むしろ、捜査本部としては、覚せい剤事件の捜査を遂行する中で、これと併行し、あるいは余った時間を利用して殺人事件の取調べをする意図であった」という文言がある。これは捜査機関の意図を基準に本件逮捕・勾留の適法性を論じるものであるから、捜査機関が別件での逮捕・勾留を実質的には専ら又は主として本件の取調べを含む捜査のために利用する意図・目的である場合には、逮捕・勾留は違法という考え方(本件基準説)に立脚するものである。

これとは異なる判断枠組として、別件について逮捕・勾留の要件を形式上満たす限り逮捕・勾留は適法という考え方(別件基準説)がある。これによると、本件逮捕・勾留の適法性は被疑事実とされている別件のみを基準に判断される。本問では、別件である覚せい剤事

裁判官に代わって
伝聞者の供述の
信頼性を見極める

類型別伝聞性
の要件あり

直接の取調官に
あり情状的伝聞性
が認められる

↓
本件
伝聞規則の
適用が来り

件についての逮捕・勾留の適法性に問題は見られない。したがって、別件基準説によれば、
本件逮捕・勾留は適法と判断される。

以上